

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-④)

政策名 ^(※1)	政策4: 地域振興(地域力創造)	分野	地方行財政			
政策の概要	「地域の元気創造プラン」の推進、定住自立圏構想の推進、過疎対策の推進等、地域の元気で日本を幸せにするための施策を展開する。					
基本目標 【達成すべき目標】	「地域の元気創造プラン」を通じて、産・学・金・官の連携のもと、地域の資源と資金を活用して地域経済イノベーションサイクルを構築し、雇用の拡大を図るとともに、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となる地域活性化インフラ・プロジェクトを推進し、地域の元気を創造する。また、過疎地域を含む条件不利地域において、民間活力を導入しながら生活支援機能を確保し、集落単位の活性化を図る。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	1,114	1,201	2,973	3,834
		補正予算(b)	4,008	4,950	2,136	0
		繰越し等(c)	-3,751	-1,102	2,732	
		合計(a+b+c)	1,371	5,049	7,841	
執行額	1,254	4,681				

(注1) 地域経済循環創造事業交付金の計上等により、平成25年度補正予算、平成26年度当初予算、平成27年度当初予算が増加している。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 3[1] まち・ひと・しごと創生(地方創生の深化) (略)生活経済実態に即した新たな「圏域」づくり(「広域圏域」から「集落生活圏」まで)が重要となる。 3[2] 地域活性化 地方公共団体が核となって、地域の総力を挙げて地域経済好循環拡大に向けた取組を推進し、雇用や所得の充実とエネルギー価格の変動等にも強い地域への転換を図る。このため、産学金官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出、分散型エネルギーインフラプロジェクトの産業化を目指した全国展開、自治体インフラの民間開放(中略)等による地域産業の創業・再生や地産地消の資金循環の促進等を進める。(中略) 過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展にも留意しつつ、集落生活圏における基幹集落への各種機能・サービスの確保・集約や周辺集落との交通ネットワークの確保等による「小さな拠点」の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。
	「日本再興戦略」改訂2015	平成27年6月30日	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 6(2) 地域活性化施策をワンパッケージで実現する伴走支援プラットフォームを構築)本年6月時点で、(中略)定住の受け皿としての定住自立圏が90圏域形成された。 6(3)⑦(地域の創業支援ネットワークの構築と女性・若者の創業支援) 地域の経済構造改革のためには、自治体インフラの民間開放も含めた地域密着型の創業が重要 二. 戦略市場創造プラン テーマ2(3)②環境・エネルギー制約から脱却した社会の実現 省エネルギー、再生可能エネルギー、水素・燃料電池技術などの低炭素技術を組み合わせた、環境負荷の低減や地域経済の好循環拡大に資する地域分散型エネルギーシステムの実現を関係府省庁や地方自治体等の連携の下で推進
	まち・ひと・しごと創生基本方針2015	平成27年6月30日	II. 3. ③新たな「圏域」づくり 「広域圏域」という観点からは、連携中枢都市圏や定住自立圏の形成等を積極的に推進する(中略)。また、中山間地域等においては、「小さな拠点」の形成により、一体的な日常生活圏を構成している「集落生活圏」を維持することが重要となる。 III. 1. (1)⑤地域の総力を挙げた地域経済好循環拡大に向けた取組 ◎地域の総力を挙げた取組 ・生産性の高い新事業を立ち上げる「ローカル10,000 プロジェクト」、バイオマスなどの地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」、地方公共団体が保有する公共施設や情報システムを活用して地域産業の生産性向上を支援する「自治体インフラの民間開放」などの地域経済好循環拡大の取組について、地方公共団体と産官学金労官との連携を含めて体制を整備し、地域の総力を挙げて取り組む。 III. 2. (1)地方移住の支援 ◎地方居住の気運の醸成 ・「『そうだ、地方で暮らそう!』国民会議」行動宣言に基づき、地方居住推進に向けた国民的な気運を高めるための運動を展開する。また、都市農村交流を推進する。更に、「地域おこし協力隊」を拡充する。 III. 4. (1)②まちづくりにおける地域連携の推進 (略)定住自立圏が果たすべき人口のダム機能に関する検証を十分に行い、人口減少克服の観点から地域連携が有効に機能する仕組みを構築する。 ◎取組成果の再検証(定住自立圏) ・定住自立圏については、人口の観点を含めこれまでの取組成果について再検証を行い、雇用増対策など定住自立圏の取組の支援策を検討・実施する。 III. 4. (2)⑤中山間地域等における施策の位置付け 中山間地域等においては、その多面的機能の発揮を促進する施策と併せ、自立的発展を促進する必要がある。 ◎各省施策の連携等による取組の推進 ・関係府省庁が連携し、先発事例の紹介、改正地域再生法に基づく(中略)措置、モデル事業などの各府省庁の事業等を実施し、全国的な横展開を推進する。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること	① 地域経済循環創造事業交付金の経済効果	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果: 3.6倍 【24年度】	投資効果:2.1倍 地元雇用創出効果:4.2倍 【26年度】 ※投資効果=(補助額+融資額)÷補助額 ※地元雇用創出効果=地元雇用件数(融資期間分)÷補助額	平成24年度以上 【26年度】	イ
	2 分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進状況	予備調査の実施: 31団体 【25年度】	マスタープランの策定:14団体 【26年度】	マスタープランの策定:10団体程度 【26年度】	イ
過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること	3 過疎市町村の人口に対する転入者数の割合 <アウトカム指標>	2.6% 【20～22年度の平均】	2.8% 【25年度】	2.6%以上 【27年度】	—
	4 総人口に対する地方圏の人口割合 <アウトカム指標>	49% 【22年度】 (参考) 定住自立圏の圏域数 79圏域 (平成26年4月1日現在)	産業振興等に資する拠点等を構築することにより、圏域の活性化を図る事業を支援する機能連携広域経営推進調査事業や、地方公共団体への情報提供、財政支援等を実施した。 【26年度】 (参考) 定住自立圏の圏域数 89圏域(平成27年4月1日現在)	平成22年度並み 【27年度】	—
	5 子ども農山漁村交流プロジェクト参加児童数	57,078人 【25年度】	59,042人 【26年度】	58,500人 【26年度】	イ
	⑥ 地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数	1,719人 【25年度】	2,369人 【26年度】	2,000人 【26年度】	イ
	7 中心市街地活性化ソフト事業の実施件数	850件 【23～25年度の平均】	827件 【26年度】	850件以上 【26年度】	□
多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること	⑧ JETプログラムの招致人数	JETプログラムの招致人数4,372人 (平成25年7月1日現在) 【25年度】	JETプログラムの招致人数4,476人 (平成26年7月1日現在) 【26年度】 ※JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略称で、総務省、外務省、文部科学省及び一般財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下、地方公共団体が実施している事業であり、海外から招致した外国青年が、日本全国の学校での語学指導に従事したり、地方公共団体での国際交流事業に携わることにより、地域の住民と様々な形で交流を深めている。	JETプログラム招致人数の前年並み確保 【26年度】	イ
	9 「地域における多文化共生推進プラン」の普及状況	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 81% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 82% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	外国人住民が人口の2%以上を占める全市における多文化共生に関する計画・指針の策定割合 85% 【26年度】	□

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり		
		(判断根拠)	測定指標1、6、8は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、全て達成を示した。また、その他の測定指標も達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。		
	政策の分析	<p><施策目標>「地域の元気創造プラン」の推進により、地域経済イノベーションサイクルと民間活力の土台を構築し、地域の元気をつくること</p> <p>当該施策目標については、地域経済循環創造事業交付金の経済効果等が着実に成果を上げており、地域の資源と資金を活用して雇用を生み出す「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開、地域でエネルギー関連企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進により、目標を達成できた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1については、当該交付金の先行事例の紹介等を行うことで、経済波及効果の高い事業の応募がされるようになってきた。そのため、過去の実績を上回る効果が得られたと考えられる。 測定指標2については、予備調査の結果を特色ごとに類型化を行って整理し、予備調査の結果を踏まえてマスタープランの策定を行ったことで、14団体と目標を上回ることができた。 <p><施策目標>過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援等により、地域の元気をつくること</p> <p>当該施策目標については、地域おこし協力隊員と集落支援員(専任)の合計人数などが増加し、地域おこしに役立つ人材の活用が推進されたことで、相当程度進展があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標5については、児童数が減少する状況の中、モデル事業の実施や、文部科学省及び農林水産省と一体となって事業を推進することで、前年度の実績を上回ることができた。 測定指標6については、地方公共団体に対する制度周知のほか、「地域おこし協力隊全国サミット」の開催により広く制度をアピールすることによって、着実に隊員数が増加した。 測定指標7について、経過措置として支援の対象としていた商店街等の振興のために実施されるソフト事業を廃止し、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に位置付けられている事業を対象を重点化して支援を行うこととした。この商店街等の振興のために実施されるソフト事業が、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に位置付けられていれば実施できるものの、中心市街地活性化基本計画の作成に時間を要することもあり、件数が減少しわずかに目標値に届かなかった。 <p><施策目標>多文化共生を推進し、地域のグローバル化を図ること</p> <p>当該施策目標については、JETプログラムの招致人数は前年度を上回ることができた。一方、多文化共生に関する計画・指針の策定割合は、前年度を上回ることができたが、目標値にはわずかに届かなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標8については、都道府県担当者を対象とした会議において改めて制度の周知等を行ったこと等から地方公共団体の制度への理解、関心が深まった。また、学校教育でのALT(外国語指導助手:Assistant Language Teacher)活用意識の高まり等の結果、地方公共団体ではALTの招致人数を増やしていること、新規JET-ALT導入団体があったことなどから、前年度の実績を上回ることができた。 測定指標9については、近年の計画策定の増加傾向を考慮し目標値を85%とした。全国を6つのブロックに分け、多文化共生等についてブロック会議を行うことを通じて多文化共生に関する計画・指針の策定の必要性について周知活動を行っていたものの期待したほどの増加がなく、わずかに目標に届かなかった。期待したほどの効果があらわれなかった原因の一つとして、計画・指針の策定については多文化共生に関する有識者からの助言・指導等が重要と考えられるものの、特に小規模な地方公共団体で多文化共生に関する有識者数が少なく、十分な助言等が受けられず、結果的に策定できないことが考えられる。 			
		次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 測定指標1、2、5、6、8については、目標を達成しているため、引き続き効率的・効果的な業務運営を行うこととする。 測定指標7については、今後計画作成市町村が増加していくことが見込まれる中、市町村が作成した中心市街地活性化基本計画に位置付けられている事業を対象を重点化して支援するという新たな方針の下、引き続き制度の周知を行っていく。 測定指標9は、目標値には届かなかったものの、策定割合は伸びてきているので、平成27年度事前分析表においても現在の目標値を超えることを目指す。外国人住民数が増加し、地域の国際化が進展している中で、多文化共生に関する計画・指針を策定し、長期的な視点から多文化共生を推進していくことが重要であることを引き続き周知していく。今後、地方公共団体の具体的多文化共生に関する取組の調査を行う中でもプラン策定の必要性について周知してまいりたい。また、小規模な地方公共団体においても多文化共生に関する有識者を確保できるよう、多文化共生に関する研修制度の創設など対応を検討してまいりたい。 <p>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、今後、地域経済の好循環拡大に向けた取組を更に推進していく。なお、測定指標3「過疎市町村の人口に対する転入者数の割合」については、行政事業レビューでの「社会増減を両方考えるべき」との指摘を踏まえ、事業成果が測定できるような定量的成果目標への見直しを図る。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>I 予算の拡大・拡充</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	<p>「地域イノベーション有識者懇談会」、「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」、「過疎問題懇談会」などの様々な研究会等において、有識者の御意見を頂きながら、地域力創造施策を推進しているところ。</p> <p>「地域の元気創造有識者会議」において、有識者の御意見を頂きながら、「民間活力の土台となる地域活性化インフラプロジェクト」の推進方策について検討を行い、「地域の元気創造プラン」を策定した。</p> <p>平成27年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科の北大路信郷教授から実績値の記述について、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生及び岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から評価結果の記述について、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から学識経験を有する者の知見の活用の記述について、御意見をいただき評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>地域の元気創造本部 http://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html</p> <p>定住自立圏構想 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/teizyu/index.html</p> <p>過疎対策 http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kaso/kasomain0.htm</p>
---------------------------	---

担当部局課室名	地域力創造グループ地域政策課、国際室、地域自立応援課、人材力活性化・連携交流室、地域振興室、過疎対策室、自治財政局財務調査課	作成責任者名	自治行政局地域政策課長 滝川 伸輔	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	--	--------	-------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑤)

政策名 ^(※1)	政策5: 地方財源の確保と地方財政の健全化	分野	地方行財政			
政策の概要	地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するとともに、地方公共団体財政健全化法の適切な運用等により地方公共団体及び地方公営企業等の財政健全化を推進する。					
基本目標 【達成すべき目標】	地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するとともに、地方財政の健全化を推進する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	17,670,278	17,573,455	16,442,234	16,541,212
		補正予算(b)	412,024	1,218,225	956,461	0
		繰越し等(c)	420,570	-907,287	300,260	
		合計(a+b+c)	18,502,872	17,884,393	17,698,955	
執行額		18,417,325	17,721,024			

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2018年度(平成30年度)までにおいて、2015年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。
平成28年度以降の復旧・復興事業について(復興推進会議決定)	平成27年6月24日	財政力に乏しい被災自治体が計画的に復興を進める上で、震災復興特別交付税は大きな役割を果たしたが、復興の進展を踏まえ、(中略)支援対象を見直した上で、同制度による支援を行う。	

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)		基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
	安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること	①	一般財源総額 一般財源比率	平成26年度一般財源総額 (通常収支)60兆3,577億円 (水準超経費除き59兆4,277億円) 平成26年度一般財源比率 (通常収支)65.7% 【25年度】	平成27年度一般財源総額 (通常収支)61兆5,485億円 (水準超経費除き60兆1,685億円) 平成27年度一般財源比率 (通常収支)66.9% 【26年度】	地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源の総額を確保する。 【26年度】
2		地方債依存度	平成26年度地方債依存度 (通常収支)12.7% 【25年度】	平成27年度地方債依存度 (通常収支)11.1% 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、歳入総額に占める地方債の割合の適正化に努める。 【26年度】	イ
3		借入金残高	平成26年度末見込み 200兆円 【25年度】	平成27年度末見込み 199兆円 【26年度】	経済状況等を踏まえつつ、借入金残高の適正化に努める。 【26年度】	イ
4		地方財政対策の状況	平成26年度財源不足額(通常収支) 10兆5,938億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 4兆2,186億円 ・臨時財政対策債の発行 5兆5,952億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【25年度】	平成27年度財源不足額(通常収支) 7兆8,205億円を以下により補填 ・地方交付税の増額 2兆5,155億円 ・臨時財政対策債の発行 4兆5,249億円 ・財源対策債の増発 7,800億円 【26年度】	地方の安定的な財政運営に必要な財源を確保するため、臨時財政対策債の発行を抑制しつつ、地方の財源不足について適切な補填措置を講ずる。 【26年度】	イ
5		東日本大震災による被害を受けた地方公共団体に対する財政措置	震災復興特別交付税 平成26年度 5,723億円 【25年度】	震災復興特別交付税 平成27年度 5,898億円 【26年度】	東日本大震災による被害を受けた地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう適切な財政措置を講ずる。 【26年度】	イ

地方財政の健全化を推進すること	6	実質公債費比率等の状況	<p>○平成24年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県13.7%、 市町村9.2% ・将来負担比率 都道府県210.5%、 市町村60.0% <p>○平成24年度末における財政健全化団体等の数(平成24年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 2団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 19団体(20公営企業会計) <p>○平成24年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 0団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 11団体(12公営企業会計) <p>○平成24年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 1団体(1公営企業会計) <p style="text-align: center;">【25年度】</p>	<p>○平成25年度決算に基づく実質公債費比率等の平均値</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実質公債費比率 都道府県13.5% 市町村8.6% ・将来負担比率 都道府県200.7% 市町村51.0% <p>○平成25年度末における財政健全化団体等の数(平成25年度をもって計画を完了した団体を除く)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 1団体 ・経営健全化団体 17団体(18公営企業会計) <p>○平成25年度をもって計画を完了した団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政健全化団体 1団体 ・財政再生団体 0団体 ・経営健全化団体 7団体(7公営企業会計) <p>○平成25年度決算に基づく健全化判断比率等が新たに基準以上となった団体の数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期健全化基準 0団体 ・財政再生基準 0団体 ・経営健全化基準 5団体(5公営企業会計) <p style="text-align: center;">【26年度】</p>	<p>実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する。</p> <p style="text-align: center;">【26年度】</p>	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	目標達成
		(判断根拠)	測定指標1は達成すべき目標に照らし、主要なものであると考えている。この主要な測定指標は、上述のとおり、目標を達成する実績を示した。また、その他の測定指標も目標を達成する実績を示した。したがって、目標としていた指標の達成状況に照らし、安定的な財政運営に必要な地方財源の確保及び地方財政の健全化の推進について進展があったと認められることから、本政策は「目標達成」とした。
	政策の分析	<p><施策目標>「安定的な財政運営に必要な地方財源を確保すること」(測定指標1～5に対応)</p> <p>当該施策目標については、以下のとおり、安定的な財政運営に必要な地方財源を確保するという目標を達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標1、2及び4について、地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、地方創生のための財源等を上乘せし、平成26年度の水準を相当程度上回る額を確保した。引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については、地方財政の運用上支障が生じないよう適切な補填措置を講じた。 ・測定指標3について、長期債務残高を抑制するため、臨時財政対策債の発行額を大幅に抑制するとともに、交付税特別会計借入金償還を計画どおり行った。 ・測定指標5について、東日本大震災の復旧・復興事業については、平成27年度において所要の震災復興特別交付税を確保した。 <p><施策目標>「地方財政の健全化を推進すること」(測定指標6に対応)</p> <p>当該施策目標については、測定指標6について、実質公債費比率等の平均値や財政健全化団体・経営健全化団体の数等が改善されており、地方財政の健全化を推進するという目標を達成することができた。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>今後も引き続き、地方の財源不足について適切な補填措置を講じることにより、安定的な財政運営に必要な地方の一般財源の総額を確保するとともに、平成28年度以降の復興事業について、被災地の復興に真に必要な事業の実施に支障が生じないよう適切に対応する必要がある。</p> <p>また、実質公債費比率等を基に各地方公共団体における財政健全化の取組を促進する必要がある。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p style="text-align: center;">Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	<p>平成27年度の地方財政計画の策定に当たっては、地方財政審議会(神野直彦会長)において、今後目指すべき地方財政の姿と平成27年度の地方財政への対応について検討を行い、地方一般財源総額の確保、地方財政の健全化・透明性の向上等について意見を聴いたところである。</p> <p>平成27年7月、東京大学大学院教育学研究科 山本清教授から学識経験を有する者の知見の活用の記述について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>平成27年度地方財政計画の概要 http://www.soumu.go.jp/main_content/000347511.pdf</p> <p>平成27年版地方財政の状況(地方財政白書) http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/pdf/h27.pdf</p> <p>平成25年度の財政健全化計画等の実施状況報告及び完了報告の概要 http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000106.html</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	自治財政局財政課他4課室	作成責任者名	自治財政局財政課長 前田 一浩	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	--------------	--------	-----------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「ニ」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-①)

政策名 ^(※1)	政策11:放送分野における利用環境の整備	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	メディアの多様化や、放送サービスの高度化等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送政策に資する放送制度の在り方について検討・実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化に対応するために、放送制度の必要な見直しを検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図る。また、国として必要な国際放送の実施を日本放送協会(NHK)へ要請し、我が国の対外情報発信力を強化することにより、日本のプレゼンス、国際世論形成力を向上させる。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	3,460	3,457	3,524	3,592
		補正予算(b)	0	500	390	0
		繰越し等(c)	94	-500	110	
		合計(a+b+c)	3,554	3,457	4,024	
執行額	3,543	3,455				

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
放送を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること	① 放送制度の在り方についての検討	放送をめぐる社会経済情勢の変化等を踏まえ、経営基盤強化計画の認定に係る制度を創設し、認定放送持株会社 ^(※) の認定の要件を緩和するとともに、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務についても規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律案」を国会に提出。 ※ 経営の効率化、資金調達容易化等のメリットを有する「持株会社によるグループ経営」を経営の選択肢とするために導入された制度。 【25年度】	・20年以上続いた経済の低迷は、地域経済にも深刻な影響を与えており、地域を基盤とする放送事業者においても経営の先行きが不透明な状況が続いていることから、放送事業者の経営基盤強化を図るため、経営基盤強化計画の認定に係る制度の創設や認定放送持株会社の認定要件の緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正を行った。 また、国際放送等を活用した我が国の対外発信力強化や放送サービスの高度化への取組等、放送に期待される役割が多様化していることを踏まえ、国民視聴者のニーズに応えるため、日本放送協会(NHK)による国際放送の番組の国内提供やインターネット活用業務に係る規制緩和を内容とした「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正を行った。 ・有料放送サービスの受信者保護について、契約締結書面の交付の義務付け、初期契約解除制度の導入、不実告知等の禁止等を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)。 【26年度】	社会経済状況の変化等に対応するために、放送事業者の経営基盤強化や放送サービスの多様化等に関し、必要な制度について検討する。 【26年度】	イ
総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時には自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること	2 臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施	大規模災害の発生時において自治体が迅速に臨時災害放送局 ^(※) を開設できるよう、平時からの送信点の調査や運用訓練等の実施について検討。 ※ 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つことを目的に地方公共団体を免許人として臨時に開設される超短波(FM)放送局。東日本大震災に際しては、28の市町において開設された。 【25年度】	機器配備の総合通信局4局のうち、以下のとおり、送信点調査及び運用訓練等を実施した。なお、四国総合通信局については機器を年度末に追加調達したものであり、また、九州総合通信局については説明会等は行ったものの、それぞれ実績はない。 北海道総合通信局 2回 信越総合通信局 1回 合計3回 【26年度】	機器配備の総合通信局等において、少なくとも2回の送信点調査、運用訓練等の実施。 【26年度】	ロ

我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること	3	テレビ国際放送の受信環境整備状況	<p>放送法第65条第1項の規定に基づきNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、同法第67条第1項の規定により実施に必要な費用を要請放送交付金として交付。NHKにおいてテレビ国際放送の受信環境を整備。</p> <p>【25年度】</p>	<p>NHKに対する平成26年度テレビ国際放送実施要請において受信環境の一層の整備・改善を図ることを要請したこと、及び平成26年度のNHK収支予算、事業計画及び資金計画に付された総務大臣意見においても、受信環境の一層の整備・改善等の取組を積極的に進め、視聴者の増加を図ることに言及したことを踏まえ、NHKでも受信可能世帯の拡大に向け着実に受信環境の整備を実施し、受信可能世帯数は約2億世帯に増加した。</p> <p>【参考】各年度の受信可能世帯数 平成26年度：約2億世帯 平成25年度：約1億9000万世帯 平成24年度：約1億6000万世帯</p> <p>【参考】各年度のNHKの国際放送実施経費 平成26年度：約214.4億円(予算額) 平成25年度：約205.0億円(決算額) 平成24年度：約188.1億円(決算額)</p> <p>【26年度】</p>	引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、受信環境の整備を一層推進する。 【26年度】	イ
------------------------------------	---	------------------	---	---	--	---

評価結果	<p>目標達成度合いの測定結果 (※4)</p> <p>(判断根拠)</p>	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>主要な測定指標としている測定指標1は目標を達成しており、測定指標2は、臨時災害放送局用の機器を配備した総合通信局において少なくとも2回の送信点調査、運用訓練等の実施を目標としていたところ、規定の整備、機器の調達、地方公共団体との協議などに時間を要したことにより実績は3回となったが、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められる。測定指標3についても、受信可能世帯数が約2億世帯に増加しており、受信環境整備を一層推進していることから、目標を達成していると認められる。</p>
	<p>政策の分析</p>	<p>(有効性、効率性等)</p> <p><施策目標>放送を取り巻く社会経済状況等を踏まえ、多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送制度の在り方について検討・実施し、国民生活の利便性等の向上を図ること</p> <p><測定指標1>放送が今後も基幹メディアとしての役割を適切に果たすため、「放送法及び電波法の一部を改正する法律」の施行に伴う政省令の改正を行い、経営基盤強化計画認定制度の創設や認定放送持株会社の認定要件を緩和するなど、社会経済状況の変化等を踏まえた放送事業者の経営基盤強化策を図った。また、同法及び関係政省令の改正により日本放送協会(NHK)のインターネット活用業務の拡大等の規制緩和を実現することで、放送サービスやメディアの多様化への対応が図られたことから、施策目標である国民生活の利便性等の向上に寄与することができたと考えられる。</p> <p><施策目標>総合通信局等に、臨時災害放送局用の送信機等を配備し、平時においては自治体等が行う送信点調査や運用訓練等に活用し、災害時においては自治体に対して貸し出すことにより、災害時における迅速な開設を図ること</p> <p><測定指標2>実施初年度ということもあり、規定の整備、機器の調達、地方公共団体との協議などに時間を要し、結果、運用訓練等の実施まで至らない総合通信局があったが、今年度の経験を踏まえ、次年度においては改善される見込み。臨時災害放送局用の機器を用いた送信点調査、運用訓練等により、地方公共団体における臨時災害放送局に係る運用のノウハウの蓄積がなされることで災害時における迅速な開設に資するものと考えられる。</p> <p><施策目標>我が国の対外情報発信力を強化するため、テレビ国際放送の充実を図ること</p> <p><測定指標3>NHKに対する平成26年度テレビ国際放送実施要請において受信環境の一層の整備・改善を図ることを要請したこと、及び平成26年度のNHK収支予算、事業計画及び資金計画に付された総務大臣意見においても、受信環境の一層の整備・改善等の取組を積極的に進め、視聴者の増加を図ることに言及したことを踏まえ、NHKでも受信可能世帯の拡大に向け着実に受信環境の整備を実施したことにより、受信可能世帯数が増加しており、これによって我が国の対外情報発信力の強化に寄与していると考えられる。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p><測定指標1>上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き、放送を取り巻く社会経済状況の変化や、メディアの多様化、技術の進展に伴う放送サービスの多様化等を踏まえ、放送制度の在り方等の検討、必要な制度整備・運用等を図り、国民生活の利便性等の向上に向けた取組を推進していく。また、目標値は、制度整備の目的を明確化するため、「社会経済状況等の変化を踏まえ、国民視聴者の多様なニーズに応えるため、必要な制度整備を行う。」こととし、平成27年度事前分析表に反映する。</p> <p><測定指標2>実施初年度ということもあり、規定の整備、機器の調達、地方公共団体との協議などに時間を要したものの、施策目標の達成に向けて着実に成果を上げているものと認められることから、引き続き臨時災害放送局の開設の円滑化を図るための送信点調査や運用訓練等の実施を推進する。</p> <p><測定指標3>上述のとおり、平成26年度の施策目標は達成できていると認められることから、引き続きNHKに対しテレビ国際放送の実施を要請し、受信環境の整備を一層推進する。</p> <p>○新たな指標の設定 平成27年度からは、国民生活の利便性等の向上を図るという観点から、より踏み込んだ評価が可能となるよう、施策目標として「被災情報や避難情報など、国民に対する放送による迅速かつ適切な情報提供手段を確保すること」掲げることとし、測定指標「自然災害の被害を受けやすい場所(ハザードマップ等)に立地する全てのラジオ親局の移転・FM補完局等の整備率」の追加を、平成27年度事前分析表に反映する。</p>
	<p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p>	<p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○「放送政策に関する調査研究会」において、放送事業者の経営環境等を踏まえた経営基盤強化計画認定制度の創設や認定放送持株会社の認定要件の緩和、放送サービスやメディアの多様化に対応した日本放送協会(NHK)のインターネット活用業務の拡大等、完全デジタル放送時代における多様な国民視聴者のニーズに応えるための放送法制の円滑な見直し等に関して御議論いただいた。</p> <p>○「NHK海外情報発信強化に関する検討会」において、日本の情報発信力を高め、その魅力や考え方を広めて日本に対する理解を深めてもらう観点等から、NHKの外国人向けテレビ国際放送の充実・強化等を図るための海外情報発信強化について御議論いただいた。なお、いただいた御議論を基として、平成27年1月末に中間報告として御提言いただいたところであり、今後の課題と取組の方向性の把握に活用していく。</p> <p>○平成27年7月、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授から、実績(値)又は施策の進捗状況(実績)の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○放送政策に関する調査研究会 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/bc_seisaku/index.html)</p> <p>○日本放送協会平成26年度収支予算、事業計画及び資金計画に対する総務大臣の意見 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000070.html)</p> <p>○「NHK海外情報発信強化に関する検討会」中間報告の公表 (http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu11_02000044.html)</p>
---------------------------	--

担当部局課室名	情報流通行政局 総務課 他5課室	作成責任者名	情報流通行政局 総務課長 椿 泰文	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑫)

政策名 ^(※1)	政策12:情報通信技術利用環境の整備	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
基本目標 【達成すべき目標】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	3,725	1,851	1,562	1,409
		補正予算(b)	3,100	800	0	0
		繰越し等(c)	-2,208	3,221	1,030	
		合計(a+b+c)	4,617	5,872	2,592	
執行額		2,713	5,530			

(注)平成24年度予算は「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に係る補正予算が計上されているため、平成25年度予算額は大幅に減少している。

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主要なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [1]「稼ぐ力」の強化に向けた事業環境の整備と成長市場の創造(対日直接投資) (観光) (IT・ロボットによる産業構造の改革)
	日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○ 安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
		平成26年6月24日改訂	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
	平成27年6月30日改訂	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (2)施策の主な進捗状況 (個人情報保護法等の改正により、パーソナルデータの適正な利活用を促進) (電気通信事業法等の一部を改正する法律が成立し、情報通信分野の競争等を促進) (3)新たに講ずべき具体的施策 iv) IT利活用の更なる促進 ① 地方創生に資するIT利活用の促進 v) 未来社会を支える情報通信環境整備 ① 需要増大・新サービスの提供に向けた移動通信システム用の周波数帯の拡張の実現 ② モバイル分野の競争促進・利用環境整備 ③ 無料公衆無線LAN環境の全国整備の促進 二. 戦略市場創造プラン テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (3)新たに講ずべき具体的施策 ③ 世界一のITS構築に向けた戦略の展開 テーマ4-②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④ 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 三. 国際展開戦略 (2) 施策の主な進捗状況 (対内直接投資促進に向けた重点施策の取りまとめ、推進体制強化)	

世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日 改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
	平成27年6月30日改定	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 1. IT利活用の深化により未来に向けて成長する社会 (2) ビッグデータ利活用による新事業・サービスの促進 2. ITを利活用したまち・ひと・しごとの活性化による活力ある社会 (1) 地方創生IT利活用促進プランの促進 3. ITを利活用した安全・安心・豊かさが実感できる社会 (3) 世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 (7) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の機会を捉えた最先端のIT利活用による「おもてなし」の発信 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 1. 人材育成・教育 (1) ITの利便性を享受して生活できる社会の構築と環境の整備 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
	平成27年6月19日改定	第2部 科学技術イノベーションの創出に向けた2つの政策分野 第2章 経済・社会的課題の解決に向けた重要な取組 Ⅳ. 我が国の強みを活かしてIoT、ビッグデータ等を駆使した新産業の育成 i) 高度道路交通システム
観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	平成27年6月5日	4. 先手を打っての「攻め」の受入環境整備 (7) 無料公衆無線LAN環境の整備促進など、外国人旅行者向け通信環境の改善 6. 「リオデジャネイロ大会後」、「2020年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速 (3) オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)		基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
	電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	①	OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表) 【25年度】	1位(2014年9月時点。2015年7月公表) 【26年度】	1位を引き続き維持 【26年度】
2		公正な競争促進に向けた取組状況	・平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 ・平成26年2月、NTT東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 ・モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。 ※MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者 【25年度】	・平成26年10月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。 ・調査研究の成果を基に、平成27年度接続料の算定方法について検討を行い、情報通信行政・郵政審議会の答申(平成26年12月)を踏まえ、接続料規則(平成12年郵政省令第64号)の改正等の制度整備を実施。 ・平成26年12月、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方ー世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けてー」情報通信審議会答申を踏まえ、光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月)し、平成27年5月公布。 【26年度】	・電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏項目に評価を公表。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。 【26年度】	イ
③		訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	・2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 ・公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。 【25年度】	・平成26年6月に公表された「SAQ2 JAPAN Project」※を踏まえ、無料公衆無線LAN環境の整備を促進するため、「無料公衆無線LAN整備促進協議会」を設立した。本協議会の場において、無料公衆無線LANを利用できるエリアの拡大や探しやすさの向上等の外国人旅行者のニーズを踏まえ、無料公衆無線LANの整備状況等の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有、訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討を実施し、通信環境の改善に取り組んだ。 ※2020年オリンピック・パラリンピック東京大会以降の我が国の持続的成長も見据え、訪日外国人にとって「選べて」「使いやすく」「日本の魅力が伝わる高品質な」ICT利用環境を実現するためのアクションプラン。 【26年度】	・関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。 【26年度】	イ

地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	④	超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 ＜アウトカム指標＞	99.9% (平成26年3月末時点) 【25年度】	100.0% (平成27年3月末時点) 【26年度】	対前年度増 【26年度】	イ
	5	超高速ブロードバンドサービスの利用率 ＜アウトカム指標＞	固定系:51.1% 移動系:42.6% (平成26年3月末時点) 【25年度】	固定系・移動系合わせて年29.1%(ポイント)の増加 固定系:53.6% 移動系:69.1% (平成27年3月末時点) 【26年度】	固定系・移動系合わせて年10%(ポイント)程度増加 【26年度】	イ
電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【25年度】	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、広告又は宣伝を行う電子メールを送信するに当たり、受信者の同意を得る等、同法の規定の遵守を求める行政指導等を実施。 【参考】 行政指導(警告メール) 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件 【25年度】 行政指導(警告メール) 約3,600通 報告徴収 約30件 行政処分(措置命令) 7件 【26年度】	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。 【26年度】	イ
	⑦	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 【25年度】	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者保護ルールの見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。 ・電気通信サービスにおける消費者保護について、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月)し、平成27年5月公布。 ・スマートフォン等の利用者に係る情報について、プライバシーを適切に保護しつつ、適正に利活用される環境の整備に向けた検討を実施。 【26年度】	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。 【26年度】	イ

通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	⑧	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月に取りまとめ。 【25年度】	・電気通信事故対策について、 ①事業者が作成する「管理規程」(事故防止の取組に係る自主基準)への全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法に係る記載事項の規定と対策の追加。 ②「管理規程」の変更命令や遵守命令の追加、 ③「電気通信設備統括管理者事業者」(経営レベルの責任者)の選任義務付け、 ④「電気通信主任技術者」(現場の設備管理の監督責任者)への講習制度の導入、 ⑤他事業者から通信回線を借りてサービス提供する大規模な事業者(ネット関連事業者等)への前記各事項の義務付け、 等を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)。 ・上記改正を踏まえ、「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」について、新たに対象となる事業者への対策の追加など、全面的な見直しを実施し、公表(平成27年4月)。 【26年度】	電気通信事業法の改正等を実施。 【26年度】	イ
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 (平成25年度値) 【25年度】	83台 【26年度】	90台 【26年度】	ロ
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA(Mutual Recognition Agreement):相手国(欧州等の外国)向けの機器の認証(機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認)を自国(日本)で実施することを可能とする二国間の協定	159人 (平成25年度値) 【25年度】	208人 【26年度】	135人 【26年度】	イ
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル:通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。 【25年度】	車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。 【26年度】	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。 【26年度】	イ
ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅 【22年度】	累計で約740MHz幅を携帯電話等のワイヤレスブロードバンド用に確保。 【26年度】	2000MHz幅 【32年度】	—
	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。 【25年度】	電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」を取りまとめ、公表。同報告書を踏まえ、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保目標について、今後は携帯電話等に加え、新たに無線LANも一体的に扱うように見直したほか、海外から一時的に持ち込まれる端末の円滑な利用を実現するため、「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を第189回通常国会に提出(平成27年4月)し、公布(平成27年5月)するなど、高度化・高速化が進展するワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与。 【26年度】	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。 【26年度】	イ
	14	第4世代移動通信システム※用周波数の割当て ※3.9世代移動通信システム(LTE)の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバ並み(最大1Gbps)の高速通信を実現可能とするもの。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開ヒアリングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。 【25年度】	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を平成26年9月に策定し、3.48GHzから3.6GHzまでの合計120MHz幅について、平成26年12月に3者に対しそれぞれ40MHz幅ずつ割当てを実施。 【26年度】	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を平成26年夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。 【26年度】	イ

目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	(判断根拠)	主要な測定指標である測定指標1、3、4、7、8は目標を達成している。一方、測定指標9については未達成であるものの、実績からほぼ目標を達成していると認められているため、相当程度進展ありと判断した。
政策の分析	(有効性、効率性等)	
	<施策目標>電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	<p>・測定指標1のOECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり料金)のランキングについては、1位を維持しており、競争政策の推進により、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現していることから、施策目標を達成している。</p> <p>・測定指標2の公正な競争促進に向けた取組状況については、平成25年度の競争評価を実施するとともに、「競争評価アドバイザーボード」での構成員からの助言等を踏まえ「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表。また、電気通信分野の制度見直しの方向性を示した情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」を踏まえ、第189回通常国会に光回線の卸売サービス等に関する制度整備、禁止行為規制の緩和、携帯電話網の接続ルールの充実、電気通信事業の登録の更新制の導入等(合併・株式取得等の審査)を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を提出し、本年5月に公布。これらは電気通信事業者間の公正な競争を促し、イノベーションや多彩なサービスを創出すること等により、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現させるものであり、施策目標を達成している。</p> <p>・加えて、測定指標3の訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況については、「SAQ2 JAPAN Project」を公表し、それを踏まえて設立された「無料公衆無線LAN整備促進協議会」において無料公衆無線LANの整備状況の把握を目的とするアンケート調査、先例事例の共有、訪日外国人が無料で公衆無線LAN環境を利用できるスポットに対する視認性の向上を目的とする共通シンボルマークの導入及び利用手続きの簡素化に係る検討等を行い、その結果、訪日外国人が無料で利用できるスポットが分かりやすくなる等、訪日外国人のICT利用環境の整備に一定の進捗がみられた。</p>
	<施策目標>地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	<p>・測定指標4の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率は、民間事業者による整備や国の補助金を活用した地方公共団体による整備等の結果、平成27年3月末は、平成26年3月末の99.9%から0.1%(ポイント)増加した100%となり、目標を達成することができた。これにより、地域の特性を踏まえた高速ブロードバンド環境のより一層の整備・確保に寄与することができた。</p> <p>・測定指標5の超高速ブロードバンドの利用率については、平成26年3月末より、固定系については2.5%(ポイント)、移動系については26.5%(ポイント)増加しており、合わせて29.1%(ポイント)増加していることから、「固定系・移動系合わせて年10%(ポイント)程度増加」との目標を達成するものであり、地域における高速のブロードバンド環境の整備・確保が進展していることを示している。</p>
	<施策目標>電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	<p>・測定指標7の電気通信サービスを安心・安全に利用するための環境を実現するための取組状況については、電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、「スマートフォン安心・安全強化戦略」を平成25年9月に公表したほか、「ICTサービス安心・安全研究会」における議論等を踏まえ、書面の交付・初期契約解除制度の導入、不実告知・勧誘継続行為の禁止等、代理店に対する指導等の措置を内容とする「電気通信事業法等の一部を改正する法律案」を国会へ提出(平成27年4月3日)し、平成27年5月公布。これらは電気通信サービスにおける消費者保護を充実させるものであり、安心・安全な利用環境の実現に資するものであることから、施策目標を達成している。</p>
	<施策目標>通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	<p>・測定指標8の電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施については、電気通信事故対策について、①事業者が作成する「管理規程」(事故防止の取組に係る自主基準)への全社的・横断的な設備管理の方針・体制・方法に係る記載事項の規定と対策の追加、②「管理規程」の変更命令や遵守命令の追加、③「電気通信設備統括管理者事業者」(経営レベルの責任者)の選任義務付け、④「電気通信主任技術者」(現場の設備管理の監督責任者)への講習制度の導入、⑤他事業者から通信回線を借りてサービス提供の大規模な事業者(ネット関連事業者等)への前記各事項の義務付け等を内容とする電気通信事業法を改正(平成26年6月公布)し、当該改正を踏まえた「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」の全面的な見直しを実施、公表(平成27年4月)し、電気通信事業分野の安全・信頼性向上のための基準を改定することができ、施策目標を達成している。</p> <p>・測定指標9の市場調査を行う特定無線設備等の台数については、携帯電話端末に新たな技術基準が追加され、その測定に時間と費用が発生したため目標台数が達成できなかった。しかしながら、当初目標台数の90%を超える台数について技術基準への適合性を確認しており、ある程度の電気通信事業分野の安全・信頼性の向上に寄与することができた。</p>
	<施策目標>安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	<p>・車車間通信技術を活用した安全運転支援システムに必要な通信セキュリティの基本機能の検証を実施。これにより、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術の実現に向けて寄与することができた。</p>
	<施策目標>ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	<p>・地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う周波数再編の実施等により、ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅が、平成22年度の約500MHz幅から平成26年度末には約740MHz幅に増加しているほか、電波政策ビジョン懇談会において、電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について議論を行い、平成26年12月、「電波政策ビジョン懇談会最終報告書」を取りまとめ、公表。また、第4世代移動通信システムの導入に向けて、平成26年12月に3.48GHzから3.6GHzまでの120MHz幅の周波数の割当てを実施し、目標を達成することができた。これらの取組により、ワイヤレスブロードバンド用の周波数の確保等を行った結果、無線通信システムの高度化・高速化への対応を図ることができ、ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することができた。</p>
評価結果		

<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>・上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現し、また電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施することにより、安心・安全な利用環境の実現に向けた取組を推進していく。さらに、ドメイン名の名前解決サービスの提供は、その円滑な提供が困難となった際は、国民生活や日本経済に大きな影響を及ぼすことが想定されることから、信頼性等の確保のため、平成27年5月に公布した「電気通信事業法等の一部を改正する法律」において、必要最小限の規律を課すこととされた。当該改正を受けたドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組や、首都直下地震等のリスクがより一層高まる状況を踏まえ、データセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動については、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するものであり、当該施策目標の測定指標として追加することとする。</p> <p>さらに、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に向け、必要な周波数の確保等、引き続き情報通信基盤の利用環境の維持・改善を図っていく。</p> <p>○電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること 測定指標2については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、低廉かつ高速のブロードバンド環境や電気通信サービスの健全な発展の促進を実現するため維持すべき水準であるが、世界最先端IT国家創造宣言（平成26年6月24日閣議決定）において、IPv6に対応した環境を、適正かつ安全に発展させていく必要があると記載されていることを踏まえ、情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動を年7箇所実施することを目標に追加する。</p> <p><新たな指標の設定> 情報システムのIPv6対応に係る普及啓発活動は、IPv6に対応した通信環境の適正かつ安全な発展に寄与し、電気通信サービスの健全な発展の促進に資することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>○地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること 測定指標4については、平成27年3月末の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率が100%となったところであるが、固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率は99.0%であり、未整備の地域が存在する（平成27年7月末公表）。「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申（平成26年12月）においては、希望する全ての国民がICTを利用できる環境の整備を推進するとされていることから、引き続き現在の目標を維持することとし、超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率に代わり、新たに固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率を測定指標として設定する。</p> <p><新たな指標の設定> 固定系超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率の対前年度増は、地域の特性を踏まえた高速のブロードバンドの整備・確保の推進に資するため、指標として設定することとした。</p> <p>測定指標5については、これまでブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定するため、世帯におけるブロードバンド利用状況を指標として設定していたところであるが、「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」情報通信審議会答申（平成26年12月）や行政事業レビュー公開プロセス（平成27年6月開催）において頂戴した御指摘等を踏まえ、ブロードバンドの利活用については、世帯のみならず企業や地方自治体等においても向上していくことが重要であって、ブロードバンド基盤の整備だけでなく、電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策の推進を含む総合的な施策の推進により達成されるべきものであることから、本目標に対する測定指標としては削除することとした。</p> <p>○電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること 測定指標7については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現するため維持すべき水準であるが、昨今、広範囲で回線が輻輳するような異常トラフィックの発生が顕著になっているところ、大規模な異常トラフィックが発生した際には、当該トラフィックが遮断されるまで長時間を要し、対処されるまでの間、利用者が安定的にネットワークを利用することが困難になっていることから、大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立するための実証結果を活用する延べ事業者数を10者とするを指標に追加する。</p> <p><新たな指標の設定> 昨今の大規模な異常トラフィックによるネットワークへの支障は、社会経済活動に広く致命的な悪影響を及ぼすため、ネットワークへの支障を最小限に抑える大規模な異常トラフィック遮断の仕組みを確立することは、電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現することにつながるため指標として設定することとした。</p> <p>○通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること 測定指標8については、政策分析のとおり、目標を達成することができた。目標指標と実績値はおおむね同等の水準であり、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現するため維持すべき水準であるが、測定指標9「市場調査を行う特定無線設備等の台数」については、技術基準の適合性を効率的に調査する方法（対象設備、測定項目）を再考し、限定した台数の調査で十分な効果を得られるよう、見直しを図る。</p> <p><新たな指標の設定> 電気通信事業分野の安全・信頼性等の確保及び向上に資するため、ドメイン名の名前解決サービスに係る信頼性等の確保のための取組状況及びデータセンターの地域分散化・活性化についての事業者への周知・啓発活動について指標として設定することとした。</p> <p>○安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること ・安全運転支援に必要な課題が残っているため引き続き現在の目標を維持する。</p> <p>○ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること ・ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅については、電波政策ビジョン懇談会最終報告書を踏まえ、移動通信用データトラフィック量の増加や無線LANの利用拡大、東京五輪対応等を考慮し、新しい電波利用の実現に向けて、今後は無線LANについても一体的に扱い、移動通信用の周波数の確保に向けた取組を推進していく。また、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境の更なる普及・発展に当たり、今後は、ワイヤレスブロードバンド（無線による高速・大容量通信）への対応とともに、その他の多様な無線通信システムの高度化や新たな導入ニーズにも適切に対応する必要があることから、施策目標を「無線システムの高度化や新規導入のニーズに適切に対応」に変更する。</p> <p>（平成28年度予算概算要求に向けた考え方）</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>
----------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>○2020年代に向けた情報通信の発展の動向を見据えた上で時代に即した電気通信事業の在り方の検討を行い、世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展による経済活性化・国民生活の向上を実現するため、情報通信審議会に諮問し、答申をいただいた。</p> <p>○競争評価アドバイザーボードにおいて、総務省が実施する競争評価の重要事項について、中立的かつ専門的な見地からの助言をいただき、「電気通信事業分野における競争状況の評価2013」を公表した。</p> <p>○ICTサービス安心・安全研究会（平成26年2月から開催）において、消費者保護ルールの見直し・充実、通信サービスの料金その他の提供条件の在り方等について検討いただいた。</p> <p>○平成27年7月、明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科 北大路信郷教授、埼玉大学教育学部 重川純子教授、岩手県立大学総合政策学部 西出順郎教授から、政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>
------------------------	--

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・OECD通信白書（http://www.oecd.org/internet/oecd-digital-economy-outlook-2015-9789264232440-en.htm） ・情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方 ―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（http://www.soumu.go.jp/main_content/000337511.pdf） ・SAQ2 JAPAN Project（http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban03_02000260.html）</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局課室名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 他2課室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 秋本 芳徳 総合通信基盤局 電波部 電波政策課長 田原 康生</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年8月</p>
----------------	--	---------------	--	-----------------	----------------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-④)

政策名(※1)	政策14:ICT分野における国際戦略の推進	分野	情報通信(ICT政策)			
政策の概要	政策の基本目標達成に向けて、二国間・多国間の政府間協議、国際機関への貢献により、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図る。また、多様な手段を用いた我が国ICTに関する情報発信等を実施することにより、国際的な互恵関係の構築及び我が国ICT企業の海外展開支援を図る。					
基本目標【達成すべき目標】	二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援の推進を通じて、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献する。					
政策の予算額・執行額等(百万円)	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	2,868	2,282	2,149	2,371
		補正予算(b)	-3	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,866	2,282	2,149	
執行額	2,771	2,162				

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定) (平成27年6月30日改定)	V. 本戦略の推進体制・推進方策 4 国際貢献及び国際競争力の強化に向けた国際展開
	日本再興戦略	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改訂) (平成27年6月30日改訂)	第二 3つのアクションプラン 三. 国際展開戦略 (2) 施策の主な進捗状況 (トップセールスなど「インフラシステム輸出戦略」を積極的に実施) (3) 新たに講ずべき具体的施策 ②「質の高いインフラパートナーシップ」の展開 ・JBICの機能強化等によるリスクマネーの供給倍増
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	第2章 経済の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題 1. 我が国の潜在力の強化と未来社会を見据えた改革 [2] 海外の成長市場との連携強化

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成(※3)
二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	① 二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況	31回 【21年度～25年度】	45回 【26年度】	日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画及び日仏ICT政策協議などの2国間での意見交換の実施(31回程度) 【26年度】	イ
	2 ICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数	27件 (政務レベル14件) 【21年度～25年度】	22件 (政務レベル11件) 【26年度】	27件程度 (政務レベル14件程度) 【26年度】	ロ
ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること	③ 国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況	9回 (セミナー等) 4回 (ミッション団) 【21年度～25年度】	19回 (セミナー等) 5回 (ミッション団) 【26年度】	9回程度 (セミナー等) 4回程度 (ミッション団) 【26年度】	イ
	4 ICT海外展開の推進の実施状況	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえた、ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進。 【21年度～25年度】	フィリピンにおける防災ICT等、9回のモデルシステムの構築・運営の実施により、国際展開を推進。 【26年度】	政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえ、関係省庁と連携し、相手国におけるモデルシステム(ICT防災システム等)の構築・運営(毎年度9回程度)を実施することにより、国際展開を推進。 【32年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり		
		(判断根拠)	平成26年度事前分析表の施策目標として掲げた「二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること」については、主要な測定指標である測定指標1について目標を達成し、測定指標2について目標を達成できなかったが、目標(値)に近い実績を示しており、相当数の国とICT協力について合意を行う等、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献することができた。また、「ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること」については全ての測定目標について目標を達成できた。これらのことから、相当程度進展ありと判断した。		
	政策の分析	<p><施策目標>二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること</p> <p>当該施策目標(二国間・多国間等の枠組みによる国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること)については、日・ASEAN情報通信大臣級会合などの国際会議への参画等の適切な実施により、各国との間で、ICT分野における連携強化が図られており、目標をおおむね達成した。</p> <p>・測定指標1の二国間での定期協議、政策協議、国際機関等における会議への参画及び意見交換の実施状況については、例えば平成26年4月に大臣がオーストラリアを訪問し、ICT分野の協力について意見交換を実施し、今後、日豪間で包括的なICT分野に関する政策対話を実施することについて合意したのを受け、平成27年2月に第1回日豪ICT政策対話が実施され、インターネットガバナンス等について様々な国際会議において今後も協調して対応していくことを確認する等、二国間の政策協議等に積極的に参画し、ICT分野における国際的な課題解決、連携強化を図ることにより目標値を達成した。</p> <p>・測定指標2のICT分野に関する協力強化について合意した途上国との案件数については、5年間の平均を目標値として採用しているが、実績値は諸外国の政治経済状況等の影響を受け得るところ目標値にわずかに及ばないものの、例えばフィリピン共和国とICT分野の協力に関する大臣間の覚書を締結する等、相当数の国とICT協力について合意を行うことにより、目標としてはおおむね達成した。</p>			
		<p><施策目標>ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること</p> <p>当該施策目標(ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援等の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に貢献すること)については、「国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催」、「ミッション団派遣」等の適切な実施により、目標値を達成している。これらにより、我が国ICT産業の海外展開支援を効率的に推進し、グローバルな情報通信技術社会の発展へ貢献しているものと評価でき、目標を達成した。</p> <p>・測定指標3の国内外におけるセミナー・シンポジウム等の開催、ミッション団派遣等の実施状況については、例えば、平成27年1月に副大臣を団長とする日本企業62社、総勢約200名で構成される官民ミッション団をベトナムに派遣し、ベトナム側から約600名の参加を得た「日越ICTフォーラム」において参加企業から防災、農業ICT、交通(ITS)及び4K・8Kやスマートテレビ等の次世代放送に関するプレゼンテーションが実施され、日本のICTをベトナム側にアピールする等、ICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献し、目標値を達成した。</p> <p>・測定指標4のICT海外展開の推進の実施状況については、政府の経協インフラ戦略会議の方針を踏まえつつ、フィリピンにおいて防災ICTシステム等、相手国におけるモデルシステムの構築・運営を実施することによりICT分野における国際競争力強化に向けた海外展開支援に貢献し、目標値を達成した。</p>			
次期目標等への反映の方向性	<p>以上により、基本目標の達成に向けて相当の進展があったと評価した。</p> <p>一方、ICT海外展開を更に推進していくためには、上記の実証実験等の成果を実ビジネスに繋げていく必要があり、そのためには、海外においてICT分野の事業を展開する者を支援するための新たな資金供給等の仕組みの整備が必要と認識している。</p> <p>・測定指標1、3については、過去5年間の実績値及びその平均値で基準値を設定している。以後もこの考え方を踏まえ、目標を設定していく。</p> <p>・測定指標2については、目標値を下回ったものの、成長著しいASEAN諸国、南米諸国等のICT分野に関する協力合意を行う等、協力関係を構築し、相当程度の進展があった。引き続き、二国間での会談を通じ、国際的な課題を解決するための協調及び貢献の推進により、グローバルな情報通信技術社会の発展に向けた取組を推進する必要があることから、目標(値)については、引き続き「27件程度(政務レベル13件程度)」とする。</p> <p>・測定指標4については、達成度合いの判定をしやすくするため、定量的指標とすることを検討する。</p> <p>・ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会(平成25年12月～平成26年6月)での議論において、これまで日本企業が行ってきた製品やインフラの売り切りでは価格競争で中国・韓国の企業に対抗できないことから、我が国ICT企業の海外展開を一層推進するためには、相手国内のインフラ整備のみならず、併せてその運営及び維持管理、ICTサービスや放送コンテンツの提供等をパッケージで展開することの必要性が指摘された。その際、現地に合弁会社を設立する等、現地で中長期的に事業を行う必要があり、大きな初期投資がかかるため、より民間事業者の国際展開のスピードを上げ、効果的な展開を行う観点から、従来からの支援に加え、「国際展開に資する資金供給等の仕組みの整備」が必要であるとの提言がなされた。この提言を踏まえ、平成27年3月3日「株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法案」を国会に提出したことに伴い、測定指標(「ICT国際展開に資する新たな資金供給等の仕組みの整備」)の追加を行う。</p>				
	<p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>				
学識経験を有する者の知見の活用	<p>○ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会(平成26年6月)最終報告書</p> <p>近年、トップセールスで築いた協力合意を具現化するための官民ミッションの重要性が増してきており、実際に具体的な案件発注、商談の成立につながっていること、「国・地域別、分野別戦略」に基づいた官民ミッションの効果的な派遣及びトップセールスを続けることが重要であると述べられている点について、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○ICT国際戦略アドバイザー会議(平成26年12月)</p> <p>ICTはグローバルな経済的・社会的問題を解決するための基盤であり、国際的に調和あるICT政策を展開していくことが、我が国のみならず、世界経済の発展や地球的課題の解決にとって極めて重要であることから、我が国ICTの国際展開やICT国際政策に関し、各分野における施策の方向性や、我が国経済の成長や日本のプレゼンスの向上を図る方策等について御議論いただき、今後の課題と取組の方向性の把握に活用した。</p> <p>○平成27年7月、埼玉大学教育学部 重川純子教授、東京大学大学院教育学研究科 山本清教授から、政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。</p>				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○科学技術イノベーション総合戦略(平成25年6月7日) (http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2013/_icsFiles/afiedfile/2013/06/20/20130607-01.pdf)</p> <p>○世界最先端IT国家創造宣言(平成25年6月14日(平成26年6月24日改訂)) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20140624/siryous3.pdf)</p> <p>○産業競争力の強化に関する実行計画(平成26年1月24日) (http://www.kantei.go.jp/jp/kakugikettei/2014/_icsFiles/afiedfile/2014/01/27/20140124-02_1.pdf)</p> <p>○インフラシステム輸出戦略(平成26年6月3日改訂) (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai11/kettei.pdf)</p> <p>○日本再興戦略(平成25年6月14日(平成26年6月24日改訂))(http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisai/pdf/honbunJP.pdf)</p> <p>○スマートジャパンICT戦略(平成26年6月20日)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000296880.pdf)</p> <p>○ICT国際競争力強化・国際展開に関する懇談会 最終報告書(平成26年6月20日) (http://www.soumu.go.jp/main_content/000296906.pdf)</p>				
担当部局課室名	情報通信国際戦略局 国際政策課他4課室	作成責任者名	情報通信国際戦略局 国際政策課長 新井 孝雄	政策評価実施時期	平成27年8月

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-⑦)

政策名 ^(※1)	政策17: 恩給行政の推進	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	恩給請求の適切・迅速な処理、恩給相談対応の充実等を通じ、高齢化した受給者等に対するサービスの向上を図る。					
基本目標 【達成すべき目標】	高齢化が進んでいる恩給受給者、請求者に対して、より一層の行政サービスの向上を図る。					
政策の予算額・執行額等 (百万円)	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況	当初予算(a)	543,725 (1,751)	480,183 (1,487)	423,161 (1,470)	374,548 (1,916)
		補正予算(b)	-192 (-192)	-46 (-46)	547 (-68)	0
		繰越し等(c)	485 (0)	1,658 (0)	0	
		合計(a+b+c)	544,019 (1,559)	481,796 (1,441)	423,708 (1,402)	
執行額	543,585 (1,489)	481,227 (1,400)				

(注1) ()内に恩給支給事務費(内数)を記載した。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	-	-	-

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値) ^(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 ^(※3)
恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	① 年度末における請求未処理案件比率(年度末における残件数/月間平均処理件数)	0.41か月分(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	0.33か月分 【26年度】	0.45か月分以下 【26年度】	イ
相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること	② 恩給相談電話混雑率	16.0%(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	20.6% 【26年度】	18%以下 【26年度】	ロ
	③ 恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度 <アウトカム指標>	98.4%(平成21~25年度の平均値) 【21~25年度】	98.4% 【26年度】	97%以上 【26年度】	イ

評価結果	目標達成度合いの測定結果 ^(※4)	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
		(判断根拠)	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、測定指標はおおむね目標に近い実績を示しているため。
	政策の分析	<p><施策目標> 恩給請求について、未処理案件比率の低下に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標1「年度末における請求未処理案件比率」は、部内会議で毎月の恩給請求処理状況を報告し、組織全体で情報共有を図るなど目標期間内の処理を徹底することにより目標を達成することができた。部内での取組が適切であったため、目標値を大幅に上回ることができたと考えられる。 目標値は、過去5年間の実績の平均値を基準とし、当時の業務実態等を踏まえて当該基準値を下回るものとしていた。 <p><施策目標> 相談対応の充実による恩給相談電話混雑率の低下、相談者の満足度の向上に努めることを通じ、受給者等に対するサービスの向上を図ること</p> <ul style="list-style-type: none"> 測定指標2「恩給相談電話混雑率」は、①平成26年5月末に内閣人事局が発足したことに伴う組織改編があったことから、従来は5月に二度に分けて恩給受給者に送付していた書類について、26年度は6月に一度に送付せざるを得なくなったため、これに関する恩給受給者からの問合せが一時期に集中することとなり、6月の恩給相談電話混雑率が25年度と比べて大幅に増加することとなったこと、②恩給受給者等の高齢化が進んでいることに伴い、近年は恩給相談電話1件当たりにかかる時間が増加する傾向にあり、平成26年度は当該時間が25年度と比べて若干増加したことなどから目標を達成することができなかった(連休明けは相談電話が集中する傾向にあるため、再任用職員の日替わり振替を行うなど平日と比べて相談体制を強化する取組を行った。また、あらかじめ相談内容別に電話を振り分けるシステムを導入することにより効率的に回答できるようにした。)。なお、恩給受給者は減少傾向にあるが、それに合わせて恩給相談体制も合理化している。 測定指標3「恩給相談者(来訪者)の満足度・納得度」は、担当室内で勉強会を開催するなど各自の相談技術の向上を図ることにより目標値を達成することができた。 目標値は、過去5年間の実績の平均値を基準とし、当時の業務実態等を踏まえて当該基準値を下回るものとしていた。 	
	次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> 上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き、平成26年度と同様の測定指標を設定し、それぞれ政策の分析を踏まえ、目標値を見直し、過去5年間の実績の平均値を上回ることを目標とすることで、高齢化が進んでいる恩給受給者等に対するサービスの向上を図っていくとする。 目標を達成することができなかった測定指標2「恩給相談電話混雑率」については、恩給相談電話が集中することが予想される時期には、部内の職員による応援体制を組むこととするなど恩給相談電話混雑率の低下に向けた取組を行うことで、その低下に努めることとする。 <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	平成27年7月、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から、政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	恩給統計(平成27年3月末現在)(http://www.soumu.go.jp/main_content/000248542.pdf)
---------------------------	---

担当部局課室名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官室他2室	作成責任者名	政策統括官(恩給担当)付恩給企画管理官 柿原 謙一郎	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	-------------------------	--------	-------------------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準(値)又は実績(値)を記載している。

※3 凡例「イ」:目標達成、「ロ」:目標未達成であるが目標(値)に近い実績を示した、「ハ」:目標未達成であり目標(値)に近い実績を示していない、「一」:目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。

主要な政策に係る評価書(平成26年度実施政策)

(総務省26-19)

政策名(※1)	政策19:消防防災体制の充実強化	分野	国民生活と安心・安全			
政策の概要	我が国においては全国各地でも大規模地震が発生する可能性があるとともに、実際に地震や風水害等の自然災害が頻発している。また、国際情勢・社会経済情勢の変化等により、テロや危険物事故等の大規模事故の危険性が高まっている。こうした中、国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。					
基本目標 【達成すべき目標】	社会経済情勢の変化とこれに伴う地域社会の変化による災害の態様の複雑多様化など、消防防災行政を取り巻く状況は大きく変化しており、迅速な対応が求められている。このような状況の中、総合的な消防防災行政を積極的に推進し、国民の安心と安全を向上させる。					
政策の予算額・ 執行額等 (百万円)	区 分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況	当初予算(a)	25,005	13,257	14,352	15,261
		補正予算(b)	17,531	6,227	2,392	0
		繰越し等(c)	26,683	26,798	7,370	
		合計(a+b+c)	69,219	46,282	24,114	
執行額		52,888	41,164			

(注)計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。

政策に関する内閣の 重要政策(施政方針演 説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
	経済財政運営と改革の基本方針2015	平成27年6月30日	南海トラフ巨大地震、首都直下地震などの大規模地震や津波、水害・土砂災害、火山災害など多様な自然災害に対し、(中略)防災・減災の取組を推進(する)(後略)。 女性や若者の加入促進を図りつつ、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を推進するとともに、広域的な応援体制の整備を進める。
	第189回国会総務大臣所信	平成27年3月3日	昨年は、広島での大規模な土砂災害や御嶽山の噴火、長野県北部を震源とする地震などの自然災害が発生しました。これらの災害の教訓を踏まえ、将来発生が予測される大規模災害に備えて、緊急消防援助隊の大幅増隊、女性や若者を中心とした消防団への加入促進、土砂災害・噴火災害対策の推進などを進めてまいります。

施策目標	測定指標 (数字に○を付した測定指標は、 主要な測定指標)	基準(値)(※2) 【年度】	実績(値) 又は施策の進捗状況(実績) 【年度】	目標(値) 【年度】	達成 (※3)
Jアラート等による災害 情報伝達手段の多重 化・強化を図ることによ り、住民への情報を迅 速かつ確実に伝達する こと	① 全国瞬時警報システム(J-ALERT)自動起動機の整備率	93.2% (平成26年3月31日現在) 【25年度】	99.4% (平成27年3月31日現在) 【26年度】	99%以上 【26年度】	イ
	2 市町村防災行政無線(同報系)の整備率	78.3% (平成25年3月31日現在) 【25年度】	80.1% (平成26年3月31日現在) 【26年度】	整備率の向上 【26年度】	イ
消防救急デジタル無線 の整備により、緊急消 防援助隊の活動の円滑 化を図ること	3 消防救急無線のデジタル化整備率	30.9% (平成26年3月31日現在) 【25年度】	63.4% (平成27年3月31日現在) 【26年度】	60% 【26年度】	イ
消防団の充実強化・安 全対策の推進等によ り、地域防災力の強化 を図ること	④ 消防団員数	・消防団員数 864,633人 特に目標とする指標 ・女性消防団員数 21,635人 ・学生消防団員数 2,656人 ・国家公務員消防団員数 2,832人 ・地方公務員消防団員数 61,458人 ・日本郵政グループ消防団員数 5,686人 (平成26年4月1日現在速報値) 【25年度】	・消防団員数 864,347人 特に目標とする指標 ・女性消防団員数 21,684人 ・学生消防団員数 2,725人 ・国家公務員消防団員数 2,873人 ・地方公務員消防団員数 61,428人 ・日本郵政グループ消防団員数 5,728人 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	・消防団員数の増加(対前年度増) ・特に目標とする指標の増加(対前年度増) 【26年度】	ロ
	5 自主防災組織の組織活動カバー率	77.9% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	80.0% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	自主防災組織の組織活動カバー率の増加(対前年度増) 【26年度】	イ
	6 消防団協力事業所表示制度導入市町村数	978市町村 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	1,046市町村 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	1,000市町村 【26年度】	イ
	7 防災拠点となる公共施設等の耐震率	82.6% (平成25年3月31日現在) 【25年度】	85.4% (平成26年3月31日現在) 【26年度】	85% 【26年度】	イ
消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること	8 耐震性貯水槽の整備	96,457件 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	100,085件 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	耐震性貯水槽の整備数の増加 【26年度】	イ
緊急消防援助隊の充実 及び即応体制の強化に よる、大規模災害時 における被災地への確 実かつ迅速な部隊投入 を行うこと	⑨ 緊急消防援助隊の登録隊数	4,594隊 (平成25年4月1日現在) 【25年度】	4,984隊 (平成27年4月1日現在) 【26年度】	4,694隊 (平成26年4月1日現在) 【26年度】	イ
	10 補助金及び無償使用による緊急消防援助隊の車両等の整備	1,282件 【25年度】	1,566件 【26年度】	1,455件 【26年度】	イ

消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること	⑪	消防防災分野の研究開発	・消防庁長官調査の実施件数 3件 ・消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 111件 ・研究開発事業の実施件数 22件 【25年度】	・消防庁長官調査の実施件数 1件 ・消防機関の原因調査への技術支援の実施件数 139件 ・研究開発事業の実施件数 18件 【26年度】	・消防庁長官調査及び消防機関の原因調査への技術支援の実施 ・研究開発事業の実施 【26年度】	イ
消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること	12	消防庁危機管理機能の充実・確保	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 57回 【25年度】	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施回数 61回 【26年度】	消防庁及び消防庁と地方公共団体とが連携して実施した訓練の実施 【26年度】	イ
消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること	⑬	消防庁所管情報システムの最適化	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費の削減額 56,102千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 34% 【25年度】	○運用・保守経費の削減 ・運用・保守経費の削減額 44,472千円 ・平成19年度の運用・保守経費に対する削減 28% ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施 【26年度】	○運用・保守経費の削減 ・削減額の増加 ・削減率の向上 ○更新に際し必要に応じたシステムの機能強化・高度化の実施 【26年度】	ロ
消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること	⑭	消防の広域化の推進状況	・全国の消防本部数 767本部 ・小規模消防本部数 461本部 (平成26年3月31日現在) 【25年度】	・全国の消防本部数 751本部 ・小規模消防本部数 451本部 (平成27年3月31日現在) 【26年度】	・全国の消防本部数の減少(対前年度減) ・小規模消防本部数の減少(対前年度減) 【26年度】	イ
	15	受入医療機関の選定困難事案の割合 <アウトカム指標>	(受入照会回数4回以上) ・重症以上傷病者搬送事案 3.8% ・産科・周産期傷病者搬送事案 3.6% ・小児傷病者搬送事案 3.0% ・救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) ・重症以上傷病者搬送事案 5.2% ・産科・周産期傷病者搬送事案 6.9% ・小児傷病者搬送事案割合 2.9% ・救命救急センター等搬送事案 5.4% (平成24年中) 【25年度】	(受入照会回数4回以上) ・重症以上傷病者搬送事案 3.4% ・産科・周産期傷病者搬送事案 4.3% ・小児傷病者搬送事案 2.7% ・救命救急センター等搬送事案 3.9% (現場滞在時間30分以上) ・重症以上傷病者搬送事案 5.4% ・産科・周産期傷病者搬送事案 8.4% ・小児傷病者搬送事案割合 3.5% ・救命救急センター等搬送事案 5.9% (平成25年中) 【26年度】	救急患者受入医療機関の選定困難事案の割合の低下 【26年度】	ロ
	16	心肺機能停止傷病者への応急手当実施率(救急現場において住民により実施されたもの) <アウトカム指標>	44.3% (平成24年中) 【25年度】	44.9% (平成25年中) 【26年度】	応急手当実施率の向上 【26年度】	イ
	17	救命率の推移 <アウトカム指標>	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率 11.5% 【25年度】	心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率 11.9% 【26年度】	救急搬送における救命率の向上 【26年度】	イ
	18	国際緊急援助隊の員である国際消防救助隊登録隊員に対する教育訓練実施回数・参加人員	・実戦的訓練等 5回実施 ・参加人数 227人 (平成23年度からの3か年累計613人、全登録隊員の102.3%) 【25年度】	・IRT連携訓練(実戦的訓練) 4回 ・IRTセミナー 1回 ・参加人数213人 【26年度】	・IRT連携訓練 4回 ・IRTセミナー 1回 ・参加人数200人(全登録隊員の33%) 【26年度】	イ
	火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること	19	住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く) <アウトカム指標>	1,016人 (平成24年中) 【25年度】	1,006人 (平成26年中) 【26年度】	平成27年までに平成17年(1,220人)から半減 【27年度】
⑳		住宅用火災警報器の設置率	79.8% (平成25年6月1日現在) 【25年度】	79.6% (平成26年6月1日現在) 【26年度】 ※平成26年度から調査方法等を変更しているため、平成25年度以前の数値と平成26年度以降の数値は連続したものではありません。	推計設置率の向上 (対前年度比) 【26年度】	ロ
21		防火対象物定期点検の実施率の向上	59.5% (平成25年4月1日現在) 【25年度】	58.3% (平成26年4月1日現在) 【26年度】	65% 【26年度】	ロ
22		特定違反対象物数の改善	230件 (平成25年3月31日現在) 【25年度】	249件 (平成26年3月31日現在) 【26年度】	特定違反対象物数の減少 (対前年度減) 【26年度】	ロ
㉑		危険物施設における事故件数(震度6以上の地震により発生した件数を除く。)	556件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数) 【25年度】	571件 (目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数) 【26年度】	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数の低減 【26年度】	ロ
㉒		石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数(地震により発生した件数を除く。)	219件 (基準年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)) 【25年度】	235件 (目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)) 【26年度】	目標年度から起算した過去5年間の平均事故件数(地震事故を除く。)の低減 【26年度】	ロ
消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること	25	消防防災施設等の災害復旧	補助金による消防庁舎の復旧数 20件 【25年度】	補助金による消防庁舎の復旧数 7件 【26年度】	補助金による消防庁舎の復旧数の増加 【26年度】	ハ

※ 測定指標19の目標(値)は、平成27年中の住宅火災死者数を平成17年比で半減することであり、平成27年度実績に基づく評価の実施時点(平成28年8月末頃)で当該数値を把握できることから、平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において【28年度】としていた目標年度を【27年度】に変更した。
※ 測定指標22、23及び24の基準(値)について、平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表において数値等の誤りがあったため修正した。

	(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
目標達成度合いの測定結果 (※4)	(判断根拠)	測定指標1、4、9、11、13、14、20、23及び24は達成すべき目標に照らし、いずれも主要なものであると考えている。これら主要な測定指標は、達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。また、その他の測定指標も達成又は未達成でも達成に近い実績を示した。したがって、本政策は「相当程度進展あり」と判断した。
政策の分析	<p>・測定指標1、2、3、5～12、14、16、17及び18については、予算を適切に活用することにより目標を達成することができた。したがって、この施策が有効に機能していると評価できる。</p>	<p>・測定指標1のJアラート自動起動機の整備率については、防災情報通信設備整備事業交付金の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標2の市町村防災行政無線の整備率については、緊急防災・減災事業債などの財政措置の活用等により、各市町村における整備が進展し、目標を達成することができた。</p>
	<p><施策目標>Jアラートによる災害情報伝達手段の多重化・強化を図ることにより、住民への情報を迅速かつ確実に伝達すること</p>	<p>上記のように、各指標とも目標を達成しており、当該施策目標についても、住民への情報を迅速かつ確実に伝達するという目標を達成することができた。</p>
	<p><施策目標>消防救急デジタル無線の整備により、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図ること</p>	<p>消防救急無線のデジタル化は、明瞭な音声通話や文字情報の伝送による確かな指示の発令、チャンネル数の増加による輻輳・混信の抑制、消防本部間の通信ネットワーク接続による広域的な通信などのメリットがあり、今後の大規模災害における緊急消防援助隊の活動の円滑化に資する。</p> <p>測定指標3の消防救急無線のデジタル化整備率については、緊急消防援助隊設備整備費補助金の活用等により、整備率の上昇という目標が達成できたことから、当該施策目標についても、緊急消防援助隊の活動の円滑化を図るという目標を達成することができた。</p>
	<p><施策目標>消防団の充実強化・安全対策の推進等により、地域防災力の強化を図ること</p>	<p>・測定指標4の消防団員数については、基準(値)は平成26年4月1日現在(速報値)で864,633人とあり、このうち女性消防団員数は21,635人、学生消防団員数は2,656人、国家公務員消防団員数は2,832人、地方公務員消防団員数は61,458人、日本郵政グループ消防団員数は5,686人、一方、平成26年4月1日現在(確報値)で864,347人となったが、このうち女性消防団員数は21,684人、学生消防団員数は2,725人、国家公務員消防団員数は2,873人、地方公務員消防団員数は61,428人、日本郵政グループ消防団員数は5,728人となっている。しかしながら、基準(値)は速報値であり実績(値)との比較による評価が難しいが、目標(値)は対前年度増としていることから、実績(値)と平成25年4月1日現在の数値を比較すると、各市町村の懸命な取組により前年度と比較して団員数が増加した市町村も多々あるが、少子高齢化の影響等により、入団者数に比して退団者数が上回り、結果として4,525人の減の864,347人となったが、このうち女性消防団員数は21,684人、学生消防団員数は2,725人、国家公務員消防団員数は2,873人、地方公務員消防団員数は61,428人、日本郵政グループ消防団員数は5,728人となり国家公務員の消防団員数を除き、目標をおおむね達成することができた。消防団への加入促進の具体的な方策としては、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行を受けて、①総務大臣から市町村長等への書簡による入団促進の働きかけ②学生消防団活動認証制度の創設③モデル事業の実施④地域防災力充実強化大会の開催などに取り組んでいる。</p> <p>・測定指標5の自主防災組織の組織活動カバー率については、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業等により、平成26年4月1日現在で80.0%となり、目標を達成することができた。</p> <p>・測定指標6の消防団協力事業所表示制度導入市町村数については、総務大臣から市町村長等への書簡により取組を依頼するなど、市町村への導入を働きかけた結果、平成26年4月1日現在で1,046市町村となり、目標を達成することができた。</p> <p>・消防庁では、大規模地震発生時に、避難所や災害対策の拠点となる公共施設等について、耐震化を推進している。測定指標7の防災拠点となる公共施設の耐震率については、緊急防災・減災事業債の活用などにより、平成26年3月31日現在で85.4%となり、目標を達成することができた。</p>
	<p>上記のように、各指標は相当程度目標を達成したことから、当該施策目標については、おおむね達成することができた。</p>	
	<p><施策目標>消防防災施設の整備促進により、住民生活の安心・安全を確保すること</p>	<p>消防庁では、地震が発生しても消防水利が適切に確保されるよう耐震性貯水槽の整備を進めるなど、消防防災施設の整備促進に取り組んでおり、これを通して住民生活の安心・安全の確保を図っている。</p> <p>測定指標8の耐震性貯水槽の整備数については、消防防災施設整備費補助金の活用等により増加したことから、当該施策目標についても、住民生活の安心・安全を確保するという目標を達成することができた。</p>
	<p><施策目標>緊急消防援助隊の充実及び即応体制の強化により、大規模災害時における被災地への確実かつ迅速な部隊投入を行うこと</p>	<p>緊急消防援助隊については、平成26年3月に改正された「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的事項に関する計画」を踏まえて機能強化を図っているが、緊急消防援助隊設備整備費補助金や消防組織法(昭和22年法律第226号)第50条の規定に基づく無償使用制度を活用した車両等の整備の進展などにより、登録隊数は着実に増加していることから、測定指標9及び10については、目標を達成することができた。</p> <p>平成26年度には、計3回の緊急消防援助隊の派遣を行ったが、上記のように、登録部隊数の増加に加え、災害の性質に応じた車両・資機材の活用や、自衛隊や警察等関係機関との連携を行ったことにより、被災地へ迅速かつ効果的に部隊を投入することができ、当該施策目標を達成することができた。</p>
	<p><施策目標>消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ること</p>	<p>消防庁では、災害の予防や被害の軽減等に資するため消防防災技術に関する研究開発を実施している。</p> <p>測定指標11については、平成26年度は、消防活動の安全確保のための研究開発や、災害対応のための消防ロボットの研究開発など、18件の研究開発を実施した。また、これらの研究成果が消防防災の現場において活用されるよう、消防法(昭和23年法律第186号)第35条の3の2に基づく消防庁長官の火災原因調査を実施(平成26年度については、平成26年9月に愛知県東海市で発生した製鉄所爆発火災(負傷者15名)の調査を、消防庁長官が自ら必要と判断して実施)するとともに、消防本部への技術的支援として、139件の原因調査への技術支援を実施した。</p>
	<p>当該施策は、消防防災分野の研究開発の推進により、消防防災体制の充実強化を図ることを目的としており、測定指標の件数を増加させることを目標としているわけではない。</p> <p>平成26年度においては、必要とされる研究開発事業等を実施したことから、消防防災体制の充実強化を図るという施策目標を達成することができた。</p>	
	<p><施策目標>消防庁危機管理機能の充実・確保により、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上を図ること</p>	<p>消防庁では、災害応急対応を迅速・的確に行い、国民の命を守るため、消防庁と各地方公共団体(消防機関を含む。)が連携した災害対応能力の向上を図っている。</p> <p>測定指標12については、平成26年度においては、庁内における図上訓練や、国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練など、消防庁及び消防庁と地方公共団体が連携して実施した訓練を61回実施しており、当該施策目標についても、消防庁の危機管理能力及び地方公共団体と連携した災害対応能力の向上が図られ、目標を達成することができた。</p>
<p><施策目標>消防庁所管情報システムの最適化により、運用・保守経費の効率化や、必要なシステムの機能強化・高度化を図るとともに、大規模災害時に継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図ること</p>	<p>消防庁では、消防防災業務を支援する業務・システムについて、システム更新に際し一元化等を通じ、運用・保守経費の低減・効率化を行っているところであり、また、大規模災害時にも継続的に災害応急活動が可能となるよう耐災害性の強化を図っている。</p> <p>測定指標13については、運用・保守経費の効率化のため、システムの除却・統合作業を進めているところであるが、システム更改のための移行データ抽出作業等が運用・保守経費に追加されたため、削減額は基準(値)を下回った。しかしながら、着実に運用・保守経費の削減は実施しており、今後もシステムの除却等を実施するなどして、引き続き削減額の増大を図る。また、更新時にシステムの機能強化・高度化については順次実施しており、当該施策目標は相当程度進展した。</p>	

<p><施策目標>消防・救急救命体制等の充実強化により、消防防災・危機管理体制の強化を図ること</p> <p>・消防庁では、消防本部の規模の拡大により消防の体制の整備・確立を図るため、市町村消防の広域化を推進している。測定指標14については、平成27年3月31日時点における消防本部数は751本部で前年度から16本部の減、組織管理や財政運営面における対応に課題があると指摘されている小規模消防本部(管轄人口10万未満)数は451本部で前年度から10本部の減であり、目標を達成した。消防広域化推進アドバイザーの派遣や消防広域化セミナーの開催、消防の広域化に対する財政措置などに加え、消防広域化重点地域の指定による国・都道府県の集中的な支援の実施等により、消防本部の広域化に進展がみられる。</p> <p>・救急業務については、高齢化の進展等に伴い搬送件数が一貫して増加傾向にある中で、迅速な傷病者の搬送と医療機関による円滑な傷病者の受入れが求められており、消防庁では、消防と医療の連携を促進することにより医療機関選定困難事案の減少を図っている。この結果、測定指標15については、「現場滞在時間30分以上」における各事案と「受入照会回数4回以上」の産科・産後期傷病者搬送事案の割合では、救急出動件数の増加などが影響し増加した一方で、医療機関への「受入照会回数4回以上」の事案の割合においては、救急救命センター搬送事案が横ばい、重傷以上傷病者搬送事案及び小児傷病者搬送事案で減少するなど、一定の成果が出ている。なお、「平成26年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」では、消防本部における現場滞在時間の延伸要因の実感としては、救急業務の高度化による現場で実施する救急救命処置の増加や受入照会回数の増加などが挙げられている。</p> <p>・救急隊が到着するまでの間に応急手当が適切に実施されることで大きな救命効果が期待されることから、消防庁では、住民に対する救命講習の実施や応急手当指導者の養成、公衆が出入りする場所の従業員等に対する応急手当の普及活動などを実施している。この結果、測定指標16については、心肺機能停止傷病者への住民による応急手当の実施率が44.9%に増加し、目標を達成するなど、住民による応急手当の適切な実施が進んでいる。</p> <p>また、これにより、測定指標17については、心原性かつ一般市民によって心肺機能停止の時点が目撃された症例の1か月後生存率が11.9%に増加するなど、救急搬送における救命率の向上につながっている。</p> <p>・海外で発生した災害に対する国際緊急援助については、77消防本部に所属する救助隊員599人を国際消防救助隊員として登録しており、各登録消防本部の訓練の普及啓発を図るための「国際消防救助隊の連携訓練」や、隊員として身につけておくべき知識、技術の教育等を行うための「国際消防救助隊セミナー」の実施を通して、派遣体制の整備を図っている。</p> <p>測定指標18については、平成26年度においては、4回の実戦的訓練を実施し、213人の隊員が参加するとともに、国際消防救助隊セミナーを開催しており、派遣体制の整備につながっていることから、目標を達成している。</p> <p>上記のように、国際緊急援助も含め、消防・救急救命体制等が相当程度充実強化され、当該施策目標は相当程度進展した。</p>
<p><施策目標>火災予防・危険物事故防止対策等の推進により、火災等の災害から生命や財産を保護すること</p> <p>・測定指標19の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)については、住宅用火災警報器の普及等により、平成17年から214人減少し、目標達成に向け進展している。</p> <p>・測定指標20の住宅用火災警報器の設置率については、平成26年度から調査方法等を変更しており前年度と比較することができないので、目標を達成したか否かを判断することはできないが、新築住宅は建築確認手続により、設置が担保されていることから、実質的な設置率は増加していると考えられる。一方、住宅用火災警報器の未設置理由に関するアンケート調査では、「費用負担が大きい」、「義務化を知らない」、「必要性を感じない」、「罰則がない」などの理由が上位を占めており、より詳細な分析を進めるとともに対策を検討する必要がある。なお、住宅用火災警報器を設置している場合は、設置していない場合に比べ、住宅火災の発生時における死者数が3分の2に減少しており、死者数減少への効果は大きいものと考えている。</p> <p>・火災の発生を防止し、火災による被害を軽減するためには、関係者による防火対象物の火災予防上の維持管理及び消防法令の適合が重要である。測定指標21の防火対象物定期点検(防火対象物の管理権原者が、点検資格者に点検させ、その結果を消防機関に報告するもの)の実施率については、テナントが入れ替わる等の理由により65%の実施率という目標を達成することはできなかったが、義務対象施設が増加(平成26年度:113,435件)している中、同程度(約60%)の実施率を維持しており、目標に近い数値を示したといえる(参考:平成21年度の義務対象施設110,399件、定期点検実施率50%)。なお、点検結果が未報告の防火対象物(違反対象物)に対しては、法令に基づく点検の実施と結果の報告を指導しているところであり、引き続き、制度の周知と指導の徹底を図っていくことが重要である。</p> <p>・測定指標22の特定違反対象物数については、対前年度減という目標を達成することはできなかったが、違反は正アドバイザー制度の活用などによる支援を行った結果、是正件数が増加する(H25:46件→H26:54件)など、改善に向けて一定の進展がみられる。なお、特定違反対象物数が増加(平成25年度当初:230件→平成26年度当初:249件)した理由は、平成25年度に立入検査回数が増加(H24:875,198回→H25:890,617回、15,419回増加)したことにより、平成25年度中に新たな特定違反対象物が多数確認されたためと考えられる。</p> <p>・測定指標23の危険物施設における事故件数については、危険物に係る業界団体、消防機関等により策定されたアクションプランに基づき危険物の事故防止対策を推進するなどの取組を行ったが、人的被害、物的被害の少ない軽微な事故が増加していること等が事故件数増加の要因となり、過去5年間の平均事故件数の低減という目標を達成することができなかったが、事故件数は過去10年間で見たとほぼ横ばいで推移(平成17年から平成26年までの平均事故件数は572件/年)していることから、目標に近い数値を示したといえる。</p> <p>・測定指標24の石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所の事故件数については、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」において、最近の重大事故の原因・背景として、「リスクアセスメントの内容・程度が不十分」、「人材育成・技術伝承が不十分」、「情報共有・伝達の不足や安全への取組の形骸化」の3点を指摘しているところであり、各地方公共団体や業界団体に、石油コンビナート等における災害防止対策の推進に関する通知を发出するなどの取組を行ったが、過去5年間の平均事故件数の低減という目標を達成することができなかったが、平成17年から平成26年までの各過去5年間の平均事故件数の対前年増加数は平均12件程度であることから、実績値についても大幅に増加しているわけでもないため、目標に近い数値を示したといえる。なお、施設の老朽化や団塊世代の退職等により石油コンビナートを取り巻く環境は厳しさを増していることから事故の件数は高止まりする傾向にあり、重大事故を防止することが重要であると考えられる。</p> <p>上記のとおり、住宅火災による死者数の減少や防火対象物点検実施率の向上により、当該施策目標は一定の進展があったものの、未達成の指標もあることから、引き続き火災予防・危険物事故防止対策等の取組を推進していく。</p>
<p><施策目標>消防防災施設等の災害復旧により、消防防災体制の充実強化を図ること</p> <p>消防庁では、東日本大震災による被災地方公共団体の消防防災施設及び消防防災設備の復旧を緊急に実施することで、被災地における消防防災体制の充実強化を図っている。測定指標25の補助金による消防調査の復旧数については、平成26年度は7件の復旧を行ったところ。復旧件数は減少したが、これは被災消防庁舎の復旧が進捗している結果であり、消防防災体制の充実強化を図るといって当該施策目標は達成することができた。</p>

次期目標等への反映の方向性	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標数が多いため、行政事業レビューにおける成果目標も踏まえつつ、主要な測定指標を中心に、よりポイントを絞って指標を設定する。 ・測定指標2については、地域の実情に応じた適切な情報伝達手段の整備に向けて、有識者のアドバイザー派遣などによる支援を継続して行い、更なる整備率の向上に努める。 ・測定指標5については、防災活動に対する住民意識の不足やリーダーの不足が課題となっていることから、住民の防災意識の向上を図るため、被災の体験を伝承する災害伝承10年プロジェクトや、地域の防災リーダーを育成する地域防災リーダー育成事業を引き続き推進していく。 ・測定指標6については、年々増加しているものの、平成26年4月1日現在で全市町村の6割しか導入されていないが、事業所として消防団活動に協力することが、その地域に対する社会貢献及び社会責任として認められ、当該事業所の信頼性の向上につながることで、地域における防災体制を一層充実させる仕組みであるため、引き続き消防団協力事業所表示制度の普及促進を推進していく。最終的な目標は全市町村での導入であり、各年度での目標は具体的な数値を設定し、達成を目指す。なお、消防団の充実強化については、消防団員数が主要な測定指標であり、的確にポイントを絞って指標を設定する観点等から、平成27年度事前分析表の指標からは落とすこととする。 ・測定指標7については、緊急防災・減災事業債などにより引き続き支援を行っていくとともに、地方公共団体に対し、こうした支援制度に関する助言や、積極的な取組への働きかけなどを行い、耐震化の早急な完了に向け取り組む。 ・測定指標15については、各都道府県・消防本部の取組状況や管轄人口の規模ごとの消防本部の課題を把握した上で、都道府県が策定する「傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施に関する基準」のフォローアップや、効果的な運用を図っている地域の取組事例等の紹介などを行い、消防と医療の連携を進めることで、選定困難事案の減少に努めるとともに、指標についても次のように改善する。消防と医療の連携という施策について、その効果を直接的に測定できる指標は「受入照会回数4回以上」の件数であると考えられる（「現場滞在時間30分以上」の件数については、様々な要因が影響して件数の増加につながっていると考えられ、必ずしも当庁の施策の効果を直接的に反映する指標とは言えない）ことから、平成27年度事前分析表においては、本件施策については、当該指標に絞って目標等を設定する。 ・測定指標20については、未設置理由のより詳細な分析を進めるとともに、消防団、自主防災組織等の協力も得ながら、「住宅防火・防災キャンペーン」の春秋の火災予防運動を通して、より重点的・効率的に住宅用火災警報器の設置を呼びかけるなど、設置徹底及び維持管理のための各種取組を展開することで、設置率の向上を目指す。 ・測定指標21については、点検結果が未報告の防火対象物（違反対象物）に対しては、法令に基づく点検の実施と結果の報告を指導しているところであり、引き続き、制度の周知と指導の徹底を図っていくことで、実施率の向上を目指す。なお、当該指標については、上記のポイントを絞る観点等から次期事前分析表からは落とすこととする。 ・測定指標22については、違反是正支援アドバイザー制度の活用などを通して引き続き支援を行うとともに、違反の覚知から期間が経過している事案の多くが大都市消防本部以外の消防本部の管轄に属する等の状況も踏まえつつ、特に重大な違反対象物については、その実態を調査し、個別にフィードバックすることを検討するなど、件数の減少を目指す。なお、当該測定指標については、上記のポイントを絞る観点等から平成27年度事前分析表の測定指標からは落とすこととする。 ・測定指標23については、「平成27年度危険物防止アクションプラン」に基づき、保安教育の充実による人材育成・技術の伝承、想定される全てのリスクに対する適時・適切な取組、企業全体の安全確保に向けた体制作り等を促すなど、引き続き、官民一体となった危険物の事故防止対策を推進するほか、事故の詳細な分析を行いその結果を周知するなど、事故件数の減少に努める。 ・測定指標24については、「石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書」を踏まえて、事業者、自主保安向上に向けた安全確保体制の整備と実施、リスクアセスメントの徹底、人材育成の徹底、社内外の知見の活用などに取り組むよう求めるとともに、各地方公共団体・消防機関に対しては、石油コンビナート等防災本部の機能強化や様々なレベルでの連携強化などを求めるなど、引き続き、石油コンビナート等における事故防止対策を推進し、事故件数の減少に努める。 ・測定指標25については、東日本大震災から4年以上経過しており、被災消防庁舎の復旧も一定の成果を収めていることから、平成27年度事前分析表の測定指標からは落とすこととする。 <p>平成27年度事前分析表はポイントを絞って測定指標を設定するが、上述のとおり、基本目標の達成に向け相当程度進展があったと認められることから、引き続き消防防災体制の充実強化に向けた取組を推進していく。</p> <p>(平成28年度予算概算要求に向けた考え方)</p> <p>Ⅱ 予算の継続・現状維持</p>
---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・「科学技術イノベーション総合戦略2014」（平成26年6月24日閣議決定）等の政府方針や消防防災行政における重要施策等を踏まえ、外部有識者による評価会において、消防機関が直面する課題の解決に向けた研究意義を審議し、必要とされる研究開発事業等を選択している。 ・第27次消防審議会（平成26年1月発足）において、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」を調査審議し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化の在り方」に関する中間答申が平成26年7月3日に公表され、この中間答申を踏まえて、今後の消防団を中核とした地域防災力充実強化の施策に着実に反映させていくこととしている。 ・平成27年7月、埼玉大学教育学部の重川純子教授、行政経営コンサルタントの田淵雪子先生、岩手県立大学総合政策学部の西出順郎教授及び東京大学大学院教育学研究科の山本清教授から政策の分析の記述や次期目標等への反映の方向性の記述等について御意見をいただき、評価書に反映させた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年版消防白書（平成26年12月） (http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h26/h26/index3.html) ・平成26年度救急業務のあり方に関する検討会報告書（平成27年3月） (http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h26/kyukyu_arikata/02/houkokusyo.pdf) ・平成27年度危険防止アクションプラン（平成27年3月26日） (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/03/20150327_07.pdf) ・石油コンビナート等における災害防止対策検討関係省庁連絡会議報告書（平成26年5月） (http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_16/pdf/0722_01.pdf)
---------------------------	--

担当部局課室名	消防庁総務課 他13課室	作成責任者名	消防庁総務課長 山口 英樹	政策評価実施時期	平成27年8月
---------	--------------	--------	------------------	----------	---------

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）に基づく別紙2の様式における施策に該当するものである。

※2 基準（値）又は実績（値）を記載している。

※3 凡例「イ」：目標達成、「ロ」：目標未達成であるが目標（値）に近い実績を示した、「ハ」：目標未達成であり目標（値）に近い実績を示していない、「ニ」：目標期間が終了していない。

※4 測定指標における目標の達成状況を示している。